

〔シンポジウム〕

信託法改正問題

司会	田 中	實（慶応義塾大学教授）
	鴻 常	夫（東京大学名誉教授）
報告	四 宮	和 夫
	米 倉	明（東京大学教授）
	松 本	崇（三菱信託銀行審査部顧問）
	新 井	誠（国学院大学助教授）
	辻 正	美（京都大学助教授）
	木 下	毅（立教大学教授）
	前 田	庸（学習院大学教授）
	中 野	正 俊（亜細亜大学助教授）
	田 中	實（慶応義塾大学教授）

討論参加者（発言順）

藤田 征市（三井信託銀行）	角崎 勝哉（三井信託銀行）
木村 恒弼（三菱信託銀行）	堀井 正美（日本信託銀行）
天野 佳洋（住友信託銀行）	阿部 宗悦（中央信託銀行）
朝倉 卓（安田信託銀行）	林脇トシ子（慶応義塾大学）
角田 敏（日本信託銀行）	杉本 久男（大和銀行）
山本 雅彦（中央信託銀行）	泉 元美（住友信託銀行）
井上 徹（東洋信託銀行）	新堀 富雄（三菱信託銀行）
平山 繁幸（大和銀行）	

I はじめに

理事長 四宮和夫

はじめに、本日のシンポジウムのバック・グラウンドについて、簡単に案内する。

われわれは、昭和52年春から『信託法研究会』を作り、松本財団、信託協会、山室記念会の援助を受けながら、信託法の勉強を続けて来た。その副産物として出来たのが、皆様のお手許にお届けしてある『信託法改正試案』である。

『信託法研究会』のメンバーは、新井誠、海原文雄、江頭憲治郎、鴻常夫、木下毅、田中實、辻正美、中野正俊、能見善久、広渡清吾、前田庸、松本崇、米倉明の諸氏（アイウエオ順）とわたくし四宮、の14名である。作業を促進するために、小委員会を設けたが、そのメンバーは、米倉、松本、新井、木下、前田の諸氏であり、前田氏が幹事役を勤めた。本日のレポーターは、この小委員会のメンバーに、辻、中野、田中の三氏が加わったものである。

改正試案の趣旨は、基本的には現行信託法起草者の意図を尊重しつつも、その後の学説によって批判を受けた部分、新しい社会的・経済的需要への対応に欠けている部分などを、是正することにある。次に、是正が必要であると思われる例を幾つか挙げてみよう。

第1に、信託の濫用をおそれて、当事者の自由・創意を抑止する傾向の見られる点。——例えば、第1条の、信託宣言をまったく認めないような表現、第11条のいわゆる訴訟信託の禁止、受託者の分別管理義務を信託財産相互間についてまで強行規定とするごとき第28条の表現。

第2に、受益者多数または不特定の信託について生ずる問題に対処する配慮に欠けている点。——この点に関しては、例えば、受益者に認められる種々の権能の行使の仕方、受益権の証券化、が問題となろう。

第3に、信託の本来の姿をゆがめたと考えられる規定の存する点。——例え

ば、第31条の取消権の短期消滅を規定する第33条、委託者やその相続人に過ぎたる権能を与える諸規定、受託者の忠実義務を不完全にしか規定していない第22条。

第4に、他の法律との間の調和を欠く点。——例えば、受託者の補償請求権について第36条第1項が認める優先権の、特殊すぎる効果、公益信託に関する規定の・民法の公益法人に関する規定との・不一致。

第5に、事業信託や営業財産などの信託を認める明確な規定の存しないこと（第1条参照）。

（以上の諸事例については、私法学会のシンポジウムでやや立入った説明をしておいたので、『私法』47号を参照されたい。）

なお、この改正試案では、業法にはノー・タッチの方針をとっているので、その点諒承されたい。

われわれは、本試案が万全なものであると自負するものではない。皆様の御批判を仰ぎ、さらによりよいものにしたい、と念願するものである。率直な御意見を賜るよう、心からお願いする次第である。

〔追 記〕

シンポジウム当日の信託法学会役員会においては、本シンポジウムをもって信託法学会十周年記念事業とすることが、決定された。